

保健衛生専門学院学生 各位

新型コロナウイルス感染症の対応について【第7報】学生対象

1. 当面の間、海外渡航は自粛してください。

渡航後に状況が一変することも予想されます。4月以降の生活に支障が出ないよう慎重に判断してください。

※すでに渡航している場合、帰国時に体調不良があれば、必ず空港検疫に申し出てください。体調不良がない場合でも帰国後14日間は、朝夕の検温と症状観察をしてください。

2. 課外活動等は、春期休業の期間、学外・学内にかかわらず中止してください。

※若年層は重症化する割合が非常に低く、感染拡大の状況が見えないため、結果として多くの中老年層に感染が及んでいると考えられます。

〔出典：厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html〕

以降は【第6報】から変更ありません。

3. 発熱や咳などの風邪症状がある方は、症状が改善するまで自宅療養し、不要な外出を控えてください。

4. 新型コロナウイルス感染者（感染の疑いのある方を含む）と濃厚な（2m以内に30分以上会話するなど）接触があった場合は、次項目5の対応をしてください。

5. 毎日、体温を測定して記録してください。また、前項目4. に記載の接触等に限らず、次の症状等がある方は「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡するとともに、必ずその対応結果について所属学部・研究科等事務室に連絡してください。

1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

3) 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、重症化しやすいので、上記1）、2）の状態が2日程度続く場合。

4) 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

体調管理には、[健康観察票](#)を活用してください。

※帰国者・接触者相談センター 連絡先

・ 南魚沼市：025-772-8142

・ 東京、埼玉等その他の地域については、以下のURLから。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

6. 日頃から**手洗い・咳エチケット**を励行し、咳が出る場合は、**マスクを着用**してください。
7. 自分で症状の判断がつかず、帰国者・接触者相談センターに連絡するか悩んだ場合は、まずは**健康管理センター又は各キャンパス保健室**に相談し、指示を仰いでください。
8. 詳しくは、一斉メール・学生ポータル、所属学部からの通知等を確認してください。
9. 新型コロナウイルス感染症及び海外渡航に関する**最新の情報を確認**するようにしてください。

※臨床実習中の学生は、各学部又は実習中の医療機関の指示に従ってください。

●内閣官房 HP

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

●新型コロナウイルス感染症についての相談・受診目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

【本件に関する連絡先】

○海外渡航に関すること

： 国際部事務室 042-778-7935、9765

： 各学部等事務室

○課外活動に関すること

・ 体育会及び文化会： 教学センター学生課
042-778-9031、9323、9748

・ 各学部北里会 ： 各学部等事務室